

重 要

このしおりは償還が完了するまで大切に保管してください。

ひろしまけんこうとうがっこうしょうがくきん
広島県高等学校等奨学金

償 還 の し お り

《令和7年4月改訂》

--	--	--	--	--	--

〈奨学金の決定番号を枠内に記入してください。〉

広島県教育委員会

【連絡・問合せ先】

広島県教育委員会事務局 きょういくしえんすいしんか 教育支援推進課 きかくちょうせいかり 企画調整係
(〒730-8514 広島市中区基町9-42)

電話 (082) 513-4996

[受付日時] 月曜日～金曜日(祝日を除く。) 午前9時から午後5時まで

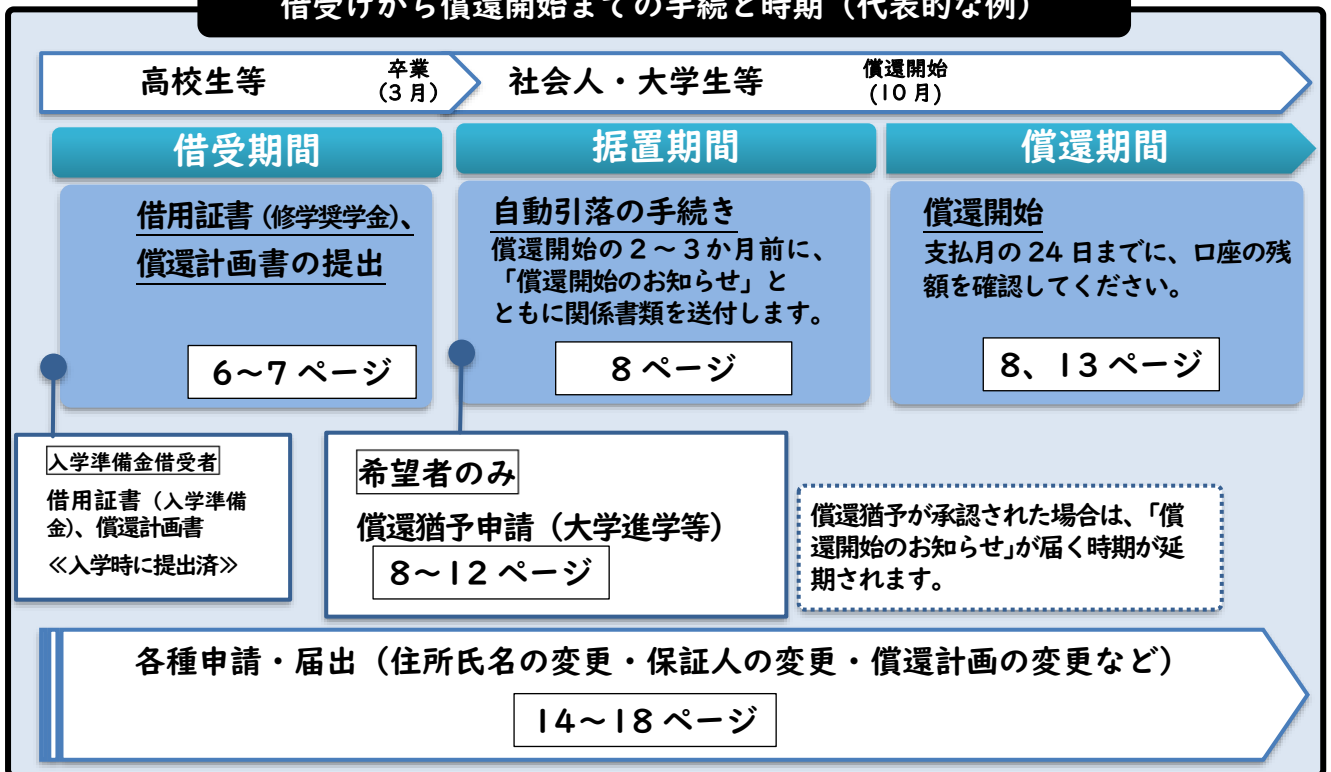
メールアドレス kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp

(メールでお問い合わせの際は、件名を「こうこうしょうがくきんしょうかん高校奨学金償還」としてください。)

目 次

1	償還を始める皆さんへ	1
2	制度の概要	2～5
3	借用証書と償還計画書の作成 全員	6～7
4	償還開始の時期が近づいてきたら 全員	8
5	償還の猶予等 希望者のみ	8～12
6	償還が滞った場合の措置	13
7	各種申請・届出と提出先	14
	申請書等の様式	15～18

借受けから償還開始までの手続と時期（代表的な例）



I 償還を始める皆さんへ

高等学校等奨学金は、皆さんからの償還金を原資として、新たに奨学金を希望する高校生等の後輩に貸付けを行います。

皆さんが責任を持って、約束どおり確実に償還していただくことで、将来の奨学金制度が維持できます。

このしおりを読んでいただき、「借用証書」及び「償還計画書」を速やかに高等学校等へ提出してください。

また、大学進学等や経済的理由で償還が難しい場合の猶予制度、各種届出（住所、氏名、連絡先などの変更）の方法についても記載していますので、償還が終わるまで、このしおりを大切に保管してください。

万一、必要書類が提出されないなど手続きに不備がある場合は、奨学金の全額を一括して償還していただくことがありますので、注意してください。

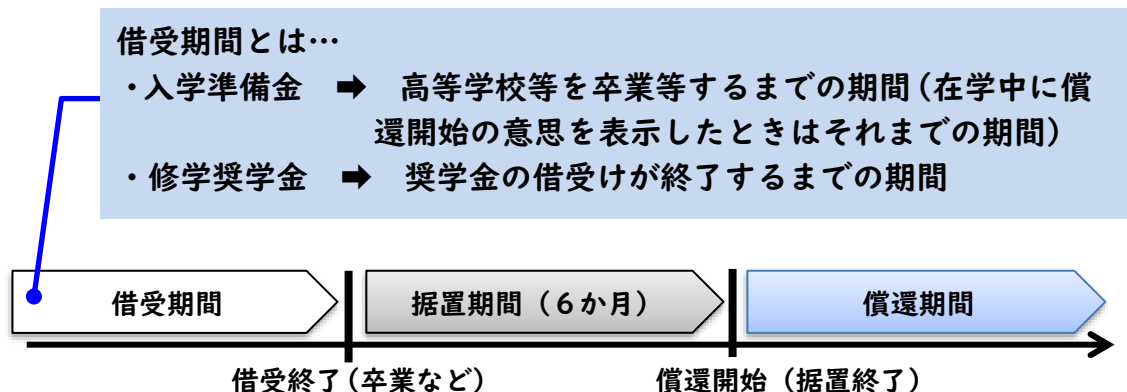
お困りごとや
御不明な点がございましたら
遠慮なく御相談ください。



2 制度の概要

(1) 開始時期

下の図のとおり、奨学金の借受期間が満了する月の翌月から起算して6か月の据置期間を経過した後から償還が始まります。



(2) 償還期限・年間償還額

奨学金は「①借受総額（入学準備金＋修学奨学金の合計額）」に応じて、「②年間償還基準額（1年間で償還していただく最小額）」が決められており、「①借受総額」を「②年間償還基準額」で除して得た数（小数点以下切捨て）に相当する年数（「③償還年数（最長）」）の範囲内で償還していただきます。

償還開始月から起算して「③償還年数（最長）」が経過する満了日（月末）が償還期限となります。

①借受総額	②年間償還基準額	③償還年数（最長） 【①÷②】
20万円以下	3万円	1～6年
20万円超～40万円以下	4万円	5～10年
40万円超～50万円以下	5万円	8～10年
50万円超～60万円以下	6万円	
60万円超～70万円以下	7万円	
70万円超	借受総額の1割	10年

入学準備金と修学奨学金の両方を借り受けている場合、その合計額（借受総額）とそれに基づく年間償還基準額から償還年数（最長）を算出し、借受総額に対する償還計画を立てていただきます。この場合、入学時に提出いただいた入学準備金のみの償還計画書は破棄されます。

【③償還年数（最長）の計算例】

借受総額 698,000 円（入学準備金 5 万円、修学奨学金 1.8 万円×3 年）の場合
 $698,000 \text{ 円} \div 70,000 \text{ 円} = 9.97\cdots$ （小数点以下切捨て）→ 最長 9 年
 償還期限：償還開始が令和 7 年 10 月の場合 → 令和 16 年 9 月末

(3) 償還期間・償還方法

次のいずれかの方法を選択していただきます。

	月 賦	半年賦	年 賦	一 括
支払時期	毎月	半年に1回 (期間の初月※ ¹)	年1回 (期間の初月※ ²)	開始月
回数(年数)	償還期限内で借受者(生徒本人)が決定※ ³			1回
1回の償還額	毎回の償還額は50円単位とし、最終回の償還額は残りの全額となります。			全額

※1 償還開始が10月の場合は、毎年10月と4月が支払時期です。

※2 償還開始が10月の場合は、毎年10月が支払時期です。

※3 償還期限内であれば、より短い年数を選択することは可能です。

例えば、最長9年間で償還できる場合に、5年間で全額を償還する計画をあらかじめ立てることなどは差し支えありません。

<参考>最長年数で毎回均等(最終回は一部例外)に償還する例

修学奨学金のみを3年間(36月)借り受けた場合

【国公立学校・自宅通学】

借受月額	18,000円
借受月数	36月
借受金額	648,000円
償還年数	9年

償還方法	月賦	半年賦	年賦
償還回数	108回	18回	9回
1回の償還額	6,000円	36,000円	72,000円
最終回の償還額	6,000円	36,000円	72,000円

【私立学校・自宅通学】

借受月額	30,000円
借受月数	36月
借受金額	1,080,000円
償還年数	10年

償還方法	月賦	半年賦	年賦
償還回数	120回	20回	10回
1回の償還額	9,000円	54,000円	108,000円
最終回の償還額	9,000円	54,000円	108,000円

入学準備金15万円及び修学奨学金を3年間(36月)借り受けた場合

【国公立学校・自宅通学】

入学準備金・借受金額	150,000円
修学奨学金・借受月額	18,000円
修学奨学金・借受月数	36月
借受総額	798,000円
償還年数	10年

償還方法	月賦	半年賦	年賦
償還回数	120回	20回	10回
1回の償還額	6,650円	39,900円	79,800円
最終回の償還額	6,650円	39,900円	79,800円

【私立学校・自宅通学】

入学準備金・借受金額	150,000円
修学奨学金・借受月額	30,000円
修学奨学金・借受月数	36月
借受総額	1,230,000円
償還年数	10年

償還方法	月賦	半年賦	年賦
償還回数	120回	20回	10回
1回の償還額	10,250円	61,500円	123,000円
最終回の償還額	10,250円	61,500円	123,000円

※ 広島県教育委員会ホームページに「償還計画シミュレーション」(自動算出)を掲載していますので、御活用ください。



〔償還計画算出シート〕を使って、算出方法を御説明します。

〔償還計画算出シート〕

＜償還計画算出基礎＞

1 あなたの借受総額（入学準備金と修学奨学金の合計額）から償還期限を求めます。

①借受総額	÷	②年間償還基準額	=	③償還年数	(端数切捨て) (1年未満は1年)
698,000円		70,000円		9年	
借受期間満了の翌月	+	据置期間	=	④償還開始月	
令和〇年4月		6か月		令和〇年10月	
④償還開始月	+	③償還年数	=	⑤償還期限	
令和〇年10月		9年		令和〇年9月30日	

(償還猶予の期間は含めず)

償還期限は償還開始月から起算して償還年数が経過する満了日（月末）となります。

〔例〕

④令和〇年10月+③9年
=⑤令和〇年9月30日

2 償還方法を選択し、最長の償還回数を求めます。

⑥償還方法 (いずれかを選択してください。)	⑦償還回数(最長) (③償還年数×⑥の1年間の回数)
☒ 月賦 (年12回) ☐ 半年賦 (年2回) ☐ 年賦 (年1回) ☐ 一括償還	108回

3 目安となる1回の最小の償還額を求めます。

①借受総額	÷	⑦償還回数(最長)	=	⑧1回の償還額(目安) (50円単位切上げ又は切捨て)
698,000円		108回		6,500円

＜あなたの償還計画＞ ※この内容を「奨学金償還計画書」に記載してください。

「⑨1回の償還額」は、「⑧1回の償還額(目安)」以上(50円単位切上げ又は切捨て)の額で決定してください。

①借受総額	÷	⑨1回の償還額(a)	=	⑩償還回数(c)
698,000円		7,800円		90回
		⑪最終回の償還額(b)		
		3,800円		
		⑥償還方法		
		月賦		
		⑫償還期間		
		〔償還開始月(④)から償還期限(⑤)の範囲内であなたの償還回数(⑩)に応じた期間〕		
		令和〇年10月 から 令和〇年3月		

この場合、要件(6,500円/月以上であること)を満たしているの
で、毎月7,800円ずつ償還する
ことは可能です。

償還計画書の各欄に
金額や期間をそれぞれ
転記してください。

奨 学 金 償 還 計 画 書			
差引借受額(A-B)	698,000 円		
希望する償還方法にチェックしてください。			
☐ 一括	☐ 年 賦	☐ 半年賦	☒ 月 賦
償 還 期 限	令和 〇 年 9 月 30 日		
償 還 期 間	令和 〇 年 10 月 から 令和 〇 年 3 月 まで		
1 回 の 償 還 額 (a)	7,800 円	償 還 総 額	698,000 円
最終回の償還額(b)	3,800 円	$a \times (c - 1) + b$	
償 還 回 数 (c)	90 回		

あなたの償還計画を作成してみましょう。

〔償還計画算出シート〕

＜償還計画算出基礎＞

1 あなたの借受総額（入学準備金と修学奨学金の合計額）から償還期限を求めます。

①借受総額		②年間償還基準額		③償還年数	
円	÷	円	=	年	(端数切捨て) (1年未満は1年)
借受期間満了の翌月		据置期間		④償還開始月	
令和 年 月	+	6か月	=	令和 年 月	
④償還開始月		③償還年数		⑤償還期限	
令和 年 月	+	年	=	令和 年 月 日	

(償還猶予の期間は含めません)

2 償還方法を選択し、最長の償還回数を求めます。

⑥償還方法 (いずれかを選択してください。)	⑦償還回数(最長) (③償還年数×⑥の1年間の回数)
☐ 月賦(年12回) ☐ 半年賦(年2回) ☐ 年賦(年1回) ☐ 一括償還	回

3 目安となる1回の最小の償還額を求めます。

①借受総額		⑦償還回数(最長)		⑧1回の償還額(目安) (50円単位切上げ又は切捨て)
円	÷	回	=	円

＜あなたの償還計画＞ ※この内容を「奨学金償還計画書」に記載してください。

「⑨1回の償還額」は、「⑧1回の償還額(目安)」以上(50円単位切上げ又は切捨て)の額で決定してください。

①借受総額		⑨1回の償還額(a)		⑩償還回数(c)
円	÷	円	=	回



⑪最終回の償還額(b)
円

⑥償還方法

$$\text{⑪} = \text{①} - (\text{⑨} \times [\text{⑩} - 1])$$

⑫償還期間 〔償還開始月(④)から償還期限(⑤)の範囲内であなたの償還回数(⑩)に応じた期間〕
令和 年 月 から 令和 年 月

3 借用証書と償還計画書の作成 全員

奨学金借用証書及び奨学金償還計画書を作成し、在籍する学校へ提出してください。

(1) 奨学金借用証書の作成

- ・ 奨学金借用証書に収入印紙は不要です。
- ・ 消せる筆記具は使用しないでください。
- ・ 各欄は、それぞれが自署（自筆で署名）し、押印してください。
- ・ 訂正する場合は、二重線で消し、訂正印を押印してください。

奨 学 金 借 用 証 書

令和〇年〇月〇日

広島県教育委員会様

借受者
生徒が自署して押印
してください。

住 所	〒730-**** 広島市中区基町9-42	
氏 名	広 島 太 郎	印
決定番号	第 〇〇〇〇〇〇 号	広島
高等学校等名	広島県立〇〇高等学校	

認印でも可

借用証書は奨学金の種類（入学準備金・修学奨学金）ごとに作成します。

※ 入学準備金を借り受けた場合の、入学準備金にかかる借用証書は入学時に提出済です。

奨学金を借り受けました。

及び広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則に従

⚠ あらかじめ種類と金額を
印字しています。

奨 学 金 の 種 類	修学奨学金
借 用 金 額	金 648,000 円

保証人である本人が自署
して押印してください。

と連帯して債務を負担します。

借受前に提出した「誓約書」
に押印したものと同一実印

保証人を変更する場合
は、「保証人変更届」
の提出が必要です。
(P14 参照)

保証人
(親権者等)

保証人

住 所	〒730-**** 広島市中区基町9-42	広島
氏 名	広 島 〇 〇	
住 所	〒****-**** 福山市△△町□-□-□	実印
		福山



保証人は、連帯して債務を負担する連帯保証人となり、借受者（生徒本人）と同等の義務を負います。保証人の方には、申請時にも説明いただいていると思いますが、改めてその旨を十分に説明し理解を得ておいてください。

(2) 奨学金償還計画書の作成

- 消せる筆記具は使用しないでください。
- 各欄は、それぞれが自署（自筆で署名）し、押印してください。
- 訂正する場合は、二重線で消し、訂正印（認印でも可）を押印してください。
- 償還方法、償還額、償還回数は、**5ページ**で作成した償還計画シートから転記してください。
- 償還猶予の申請を提出する予定であっても、償還計画書には猶予期間を考慮せずに記載してください。

奨 学 金 償 還 計 画 書

一括償還の場合、(a)に全額を記入し、(b)は空欄としてください。

住所	〒730-**** 広島市中区基町9-42	印	広島
氏名	〇〇 〇〇		

認印でも可

滞りなく、奨学金（入学準備金・修学奨学金）を償還します。

決定番号	第 〇〇〇〇	⚠ あらかじめ金額を印字しています。	
氏名	〇〇 〇	(入学準備金+修学奨学金の合計額)	
借受額	借受総額(A)	698,000 円	
	既償還額(B)	0 円	
	差引借受額(A-B)	698,000 円	
償還方法	希望する償還方法にチェックしてください。		
	☐ 一括	☐ 年賦	☒ 月賦
	償還期限	令和 〇 年 9 月 30 日	
	償還期間	令和 〇 年 10 月 から 令和 〇 年 3 月 まで	
	1回の償還額(a)	7,800 円	償還総額 698,000 円 = X (c-1) +
	最終回の償還額(b)	3,800 円	
償還回数(c)	90 回		
借受者(本人)	高等学校等名	県立〇〇高等学校	
	借受終了後の住所	〒730-**** (自宅電話 082-****-****) 広島市中区基町9-42 (携帯電話 090-****-****)	
	卒業後の進路	☒ 進学 ☐ 就職 ☐ その他()	
	就職先	名称 所在地 (電話番号 - -)	
	保証人(親)	氏名 広島 〇〇 住所 〒730-**** (自宅電話 082-****-****) 広島市中区基町9-42 (携帯電話 090-****-****) 名称 〇〇〇〇株式会社 地 〒***-**** (電話番号 082-****-****) 広島市〇〇区△△1-2	
保証人	氏名	福山 〇〇	
	住所	〒***-**** (自宅電話 - なし -) 福山市△△町□-□-□ (携帯電話 090-****-****)	
	勤務先	名称 □□株式会社 所在地 〒730-**** (電話番号 - -)	

保証人である本人が自署してください。

未定の場合は、親権者の番号や住所を記載してください。

仕事に就いていない場合は勤務先欄に「なし」と記入してください。

⚠ 借用証書及び償還計画書は提出前にコピーし、手元に保管してください。

4 償還開始の時期が近づいてきたら

全員

(1) 開始のお知らせ

償還開始月の2か月前頃(10月償還開始の場合は7月頃)に、郵便で償還開始をお知らせします。

(2) 自動引落の手続

償還金の納入は、金融機関口座からの自動引落(口座振替)により行いますので、口座振替の手続を行っていただきます。

上記お知らせの際に口座振替の用紙を同封しますので、期限までに銀行の窓口で手続を行ってください。

引落日は、原則として支払月の25日(この日が土日祝日の場合は直後の銀行営業日)となります。



償還開始前後に償還額や回数を変更することや償還残額の全部又は一部を繰り上げて償還すること(償還方法の変更)もできます。

希望される場合は、お問い合わせください。

5 償還の猶予等

希望者のみ

(1) 償還猶予制度とは

奨学金の返済が困難となった場合に、一時的に返済を将来に延期することができる制度です。



将来に延期するだけですので、償還の総額は変わりません。

原則、償還金に滞納がある場合は、償還を猶予することはできません。この場合、まず滞納を解消してから猶予を申請してください。

(2) 償還猶予が認められる主な理由

- ・ 大学等に在学している場合や大学等への入学準備中である場合(予備校生等)
- ・ 災害により損害を受けたことや長期の傷病により償還が困難である場合
- ・ 失業、出産に伴う産休・育休の取得及びその他理由による経済困難



奨学金の借受者(生徒本人)がこれらの理由に該当することが必要です。

保証人(保護者等)のみがこれらの理由に該当する場合は、猶予を申請できません。

(3) 償還の猶予（又は期間延長）を希望する場合

償還の猶予を希望する場合又は既に受けている償還の猶予の承認期間満了後もなお猶予理由が継続していることで期間延長を希望する場合は、原則として借受者（生徒本人）が、全ての保証人の同意を得て、書類を提出してください。

【提出書類】

- ・ 奨学金償還猶予（期間延長）申請書
- ・ 理由を証明する書類等 **12 ページ**を参照

【提出期限・提出先】 **14 ページ**を参照

- ・ 高等学校等に在学する借受者は、学校の定める期限内に書類を提出してください。
- ・ 上記以外の借受者は、猶予を希望する月の前月 25 日（必着）までに、広島県教育委員会教育支援推進課に書類を提出してください。



- ・ 高等学校等へ在学していることを理由に猶予を希望する場合は、借受終了後速やかに、必要書類を提出してください。
- ・ 高等学校等の卒業後に大学等へ進学したことを理由に猶予を希望する場合は、4 月末までに必要書類を提出してください。
- ・ 大学等に在学していることを理由とする猶予は、その学校の標準の修業年限の期間を猶予します。猶予を承認した期間内に当該校を卒業しなかった場合は、再度、在学による申請（期間延長）を行ってください。
- ・ 在学による猶予期間の満了前に、当該校に在籍しなくなった場合は、速やかに連絡してください（猶予理由が消滅するため、据置期間経過後に償還が開始されます。）。

【結果通知】

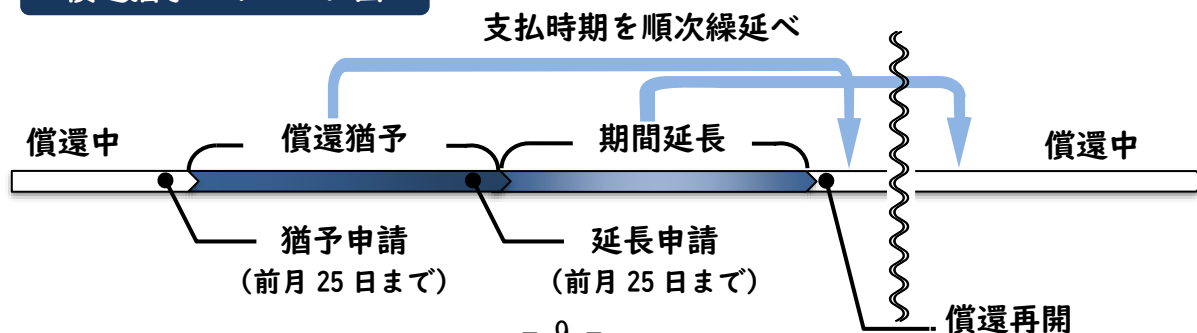
- ・ 必要書類に不備がない場合は、猶予を希望する月以降の請求を一時的に停止します。
- ・ 償還猶予の申請に対する審査結果は、概ね 60 日以内に申請者に通知します。



申請書の提出が遅れると償還が始まります。猶予を希望される場合は、早めの手続をお願いします。

申請書の提出がなかったとしても、こちらから確認することは原則ありません。

償還猶予のイメージ図



(4) 留意事項

- ・ 申請書を郵送する場合、郵便事故を防ぐため必ず簡易書留にしてください。
- ・ 承認を受けた後、猶予理由を失った場合は、速やかに連絡してください。
- ・ 虚偽の理由により承認を受けた場合、虚偽であることが判明した時点で猶予を取り消し、借受総額を一括請求することがあります。
- ・ 内容について疑義が生じた場合、担当者から事実確認の連絡を行います。

(5) 償還の免除

次のいずれかに該当する場合は、償還金の全部又は一部を免除できる場合がありますので、御相談ください。

- ・ 借受者が死亡したとき
- ・ 借受者が心身の障害により、労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受けることとなったときなど

【償還猶予（期間延長）申請書の記入例】

奨学金償還猶予（期間延長）申請書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

広島県教育委員会様

申請書の作成日又は提出日

それぞれ本人が自署してください。

住所、氏名に変更がある場合は「異動届」を併せて提出してください。

保証人の変更がある場合は、事前に連絡してください。

☒ 猶予を受けたい
 次のとおり奨学金の償還の ☐ 猶予期間の延長を希望します ので承認してください。

1 決定番号	第 ○○○○○○ 号
2 希望する償還猶予（猶予延長）期間	令和 ○ 年 4 月 1 日 から
3 希望する償還猶予額	648,000 円
4 猶予を希望する理由	☐ 被災 ☐ 傷病 ☒ 大学等への在学中 学校名：○○○ 大学 修業年限：4 年 入学年月：令和 ○ 年 4 月 卒業予定年月：令和 ○ 年 3 月 ☐ その他他知事が特に必要と認めるとき
5 承認済猶予期間	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日から 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日まで
6 承認済猶予額	円

大学等に在学中の場合は、「在学証明書」を添付してください。

該当項目にチェックし、次ページの書類を添付してください。

【猶予申請の必要書類】

猶予理由	猶予が可能な期間	申請に対する承認期間 ※1	確認書類 ※3	備考
① 大学等に在学 ※2	大学等に在学している期間 ※ 在学していれば、留年・休学等を問わない。	一度の猶予申請につき最長4年間で承認します。	在籍校の発行する在学（在籍）証明書の原本 ※ 学生証の写しは不可	大学等とは、高等学校、高等専門学校、専門学校（2年以上の課程に限る）、短期大学、大学、大学院、その他一部の大学校とします。
② 傷病	傷病により就労が困難である期間	一度の猶予申請につき最長1年間で承認します。	医師の発行する診断書の原本 ※ 「就労困難」の記載があるもの	
③ 失業	就業するまでの期間 （通算5年間まで） ※4	一度の猶予申請につき最長1年間で承認します。	勤務先又はハローワークが発行する次の書類のいずれか ① 離職票の写し ② 雇用保険被保険者証の写し ③ 雇用保険受給資格者証の写し	
④ 経済困難 （失業以外の理由）	経済困難である期間 （通算5年間まで） ※4		市区町村長や勤務先等が発行する次の書類のいずれか ① 所得証明書の原本 ② 源泉徴収票の写し ③ 被扶養者の記載のある健康保険証の写し等 （国民健康保険証の写しは不可）	経済困難であることは、給与所得者においては年間収入が200万円以下であること、給与所得者以外においては年間所得が130万円以下であることを目安とします。
⑤ 大学等への入学準備中 ※2	入学準備中である期間 （通算5年間まで） ※4		予備校が発行する在学証明書の原本	予備校への入校者以外については、事前に相談してください。
⑥ 出産休暇・育児休業・介護休業の取得	出産休暇・育児休業・介護休業が終了するまでの期間	一度の猶予申請につき最長1年間で承認します。	勤務先が発行する証明書の写し	
⑦ 災害による損害	災害発生から5年間を経過するまでの期間		市区町村長の発行する罹災証明書の写し	

※1 承認期間終了後も引き続き猶予理由が継続する場合は、期間延長の申請が可能です

※2 教育サービスのうち、タレント養成所への入所、カルチャースクールの受講などについては、原則として猶予理由となりません。

※3 確認書類は、一部を除いて申請日の直近2か月以内に発行されたものを添付してください。

※4 通算5年間までとは、③から⑤の理由による猶予期間を通算して5年間までを意味します。

6 償還が滞った場合の措置

(1) 滞納が生じた場合

奨学金の償還期日（納期限）までに償還されないときは、延滞利息を徴収する場合があります。

また、広島県では、奨学金の償還に係る回収督促業務を専門業者に外部委託しています。そのため、償還期日（納期限）までに償還されないときは、借受者（生徒）と保証人（2名）に対し、委託業者（サービサー）から納入依頼を行う場合があります。

(2) 滞納が続いた場合

正当な理由がなく滞納が長期間続く場合は、貸し付けた奨学金の全部を一括して償還していただく場合や、そのための法的措置（裁判所を通じた手続）を実施することがあります。この場合、裁判所から保証人等の勤務先に対し、奨学金の滞納が生じていることの連絡がなされる場合があります。



万一、納入が困難となった場合は、至急連絡してください。

7 各種申請・届出と提出先

【各種申請・届出の一覧】

申請・届出の内容	手続の用紙	提出期限・添付書類・留意事項
借受者又は保証人の住所、氏名及び勤務先の変更	・奨学生（借受者）異動届 ・保証人異動届 P16、P17	変更後又は変更が決定した場合に速やかに提出してください。 異動先の住所が広島県外の場合、住民票記載事項証明書（本籍地、マイナンバーの記載のないもの）を添付してください。 また、保証人の氏名が変更となった場合は、 <u>改姓後の印鑑登録証明書</u> を添付してください。
保証人の変更	・保証人変更届 P18	必要な場合に速やかに提出してください。 保証人変更届は、奨学生及び新保証人が自筆で署名し、実印を押印するとともに、 <u>変更後の保証人の印鑑登録証明書</u> を添付してください。
借受者が高等学校等を転学又は退学する場合	表紙の連絡先にお問い合わせください。用紙をお送りします。	個別に御案内します。
償還の引落口座又は口座名義を変更する場合		
償還額及び償還回数の変更又は一括償還を希望する場合		
償還免除を希望する場合		
償還猶予（又は期間延長）を希望する場合	・奨学生償還猶予（期間延長）申請書 P15	猶予を希望する月の前月 25 日までに提出してください。 添付書類は、12 ページを参照してください。

※ 申請・届出の際は、このしおりのP15～18の用紙をコピーして使用していただくほか、広島県教育委員会ホームページからダウンロードできます。
 （[広島県高等学校等奨学金](#)で検索してください。）



【書類の提出先】

借受人の状況	書類の提出先
高等学校等に引き続き在籍している借受者	在籍している高等学校等
上記以外の借受者	表紙の連絡・問合せ先



各書類は提出前にコピーし、手元に保管してください。

奨学金償還猶予（期間延長）申請書

令和 年 月 日

広島県教育委員会様

借受者

住 所

〒

氏 名

電話番号

保証人
(親権者等)

住 所

〒

氏 名

電話番号

保証人

住 所

〒

氏 名

電話番号

次のとおり奨学金の償還の

☐ 猶予を受けたい☐ 猶予期間の延長を希望します

ので承認してください。

1 決 定 番 号	第 号
2 希望する償還猶予 (猶予延長) 期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
3 希望する償還猶予額	円
4 猶予を希望する理由	☐ 被災 ☐ 傷病 ☐ 大学等への在学中 学 校 名 : _____ 大学 修業年限 : _____ 年 入学年月 : 令和 _____ 年 _____ 月 卒業予定年月 : 令和 _____ 年 _____ 月 ☐ その他知事が特に必要と認めるとき
5 承認済猶予期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
6 承認済猶予額	円

注 1 猶予を希望する理由を証明する書類を添付すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

奨学生（借受者）異動届（住所・氏名・勤務先変更）

令和 年 月 日

広島県教育委員会様

奨学生
(保証人)

住 所	〒
氏 名	
電話番号	

住 所

次のとおり 氏 名 を変更しました。

勤務先

1 決定番号	第 号	
2 学 校 名		
3 変 更 事 項	新	
	旧	
4 変更年月日	令和 年 月 日	
5 事 由		

- 注 1 変更後の住所が広島県外にある場合は、住民票記載事項証明書を添付すること。
2 不用の文字は、消すこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

※ 氏名を変更する場合、変更後の氏名には必ずフリガナを振ってください。
※ 奨学生（借受者）、保証人のどちらが届け出ても結構です。

保証人異動届（住所・氏名・勤務先変更）

令和 年 月 日

広島県教育委員会様

保証人

住 所	〒
氏 名	
電話番号	

住 所

次のとおり 氏 名 を変更しました。

勤務先

1 奨学生名		
2 決定番号	第	号
3 学 校 名		
4 変 更 事 項	新	
	旧	
5 変更年月日	令和	年 月 日

- 注 1 変更後の住所が広島県外にある場合は、住民票記載事項証明書を添付すること。
2 不用の文字は、消すこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

※ 氏名を変更する場合、変更後の氏名には必ずフリガナを振るとともに、改めて
印鑑登録証明書を提出してください。

保 証 人 変 更 届

令和 年 月 日

広島県教育委員会様

奨学生
(借受者)

住 所	〒	
氏 名		印
電 話 番 号		
決 定 番 号	第	号
高等学校等名		

次のとおり保証人が変更となりました。

また、保証人は、奨学生と連帯して貸付けを受けた広島県高等学校等奨学金の返還の義務を履行します。

1 保証人

旧	氏 名		続柄		
新	フリガナ名		続柄		実印
	氏 名				
	住 所	〒			
	自 宅 電 話				
	携 帯 電 話				
	勤 務 先	名 称			
	所 在 地	〒			
	電 話 番 号				

2 変更年月日 令和 年 月 日

3 変 更 理 由

[]

注 1 奨学生（借受者）及び新たに保証人となった者の氏名は、それぞれの者が自署（自筆で署名）すること。

2 新たに保証人となった者の印鑑登録証明書を添付すること。